|  |
| --- |
| 2016年度第3回  京私教協教員免許事務勉強会  免許法の基礎　～別表第１の読み方～  （2016.12.17　龍谷大学）  龍谷大学世界仏教文化研究センター事務部　小野　勝士 |

１．別表第１を理解する意義

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭、養護教諭並びに栄養教諭の免許状の授与を受けるためには、教育職員免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の規定により、所定の基礎資格を備え、かつ、「教科及び教職に関する科目」等の科目区分に従い、所定の単位を修得する必要があります。

この場合、大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならないこととされています（別表第1備考第5号イ）。

○免許法別表第1備考第5号イ

|  |
| --- |
| 5　第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。  イ　文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの |

この、文部科学大臣の認定を「課程認定」と呼んでおり、文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき行うこととされています（別表第1備考第5号イ、教育職員免許法施行令）。

　各大学の教職課程は、別表第1、別表第2及び別表第2の2による単位修得についての課程認定を受けているため、別表第1、別表第2及び別表第2の2の理解が欠かせないということになります。また、別表第1、別表第2及び別表第2の2の規定の理解ができると、所属学科等において認定を受けていない免許種（教科）を取得すること（いわゆる他学科受講による免許状取得）が法的に可能な理由もわかります（詳細は後述）。

　つまり、別表第1、別表第2及び別表第2の2を理解することは、なぜそういう履修指導をするのかという免許状取得における履修指導の基本を理解することにつながります。

教員養成については、戦後、「大学における養成の原則」「開放制の原則」の2大原則があります。この2つの原則の意味することの理解も含め、大学の担当者は教職課程のことを理解して指導にあたる必要があります。2大原則については、「教育を育て磨く専門誌 SYNAPSE」2012年12月号に以下のとおり、解説されています。[[1]](#footnote-1)

|  |
| --- |
| 教員免許状を取得するためには、大学において教職課程を履修しなければならない。また教員養成については、戦後、「大学における養成の原則」「開放制の原則」の2大原則が打ち立てられた。  　「大学における養成の原則」により、一部例外を除き、教員養成は、学術の中心である大学のみでしかできないこととなった。逆に言えば、大学以外の教育機関の教育体制がどんなに整っていたとしても、学位を授与することができる「大学」でないことから、教員養成ができないこととされている。  　この原則も、2つのことを意味している。すなわち、①現に大学で教員養成を行うこと、大学でしか教員養成が行えないこと（教員免許状が取得できないこと）とともに、②大学でしか養成されない「教員」が占める職（教職）を、大学教育システムを通じて養成される者が占める職とすること、すなわち、その職が必要とする知識・技能が、単に技術・技能にかかわる知識の集積のみではなく、理論的背景を持った分析的・批判的見地を備えた専門的知識・技能等であることが求められ、またそのような専門的知識・技能等を必要とする職として位置付けた、という意味を有している。これは、このような知識・技能等の提供が、主に大学・大学教育システムにおいて現になされ、また期待されていることによっている。  　このような点は、大学関係者は重く受け止め、また大事にすべき点と考えている。同様に、教員等学校教育関係者としても、教員の職（教職）の社会的位置づけ、専門職・高度専門職としての教職の在り方の観点から、②の意味を重く受け止める必要がある。  　「開放制の原則」により、教員養成を主たる目的としているいわゆる「教員養成系大学・学部」以外の課程についても文部科学大臣による教職課程としての認定の対象とし、一定の基準を満たした大学の課程において教員養成を行うことにより、多様な教員を輩出してきた。一方、現在、850以上の大学において教職課程が置かれているが、教職課程を履修する学生が、全国のどの大学を卒業したとしても、教員免許状を取得した以上、等しく最低限の知識・技能を有しているとみなされることとなる。これは、教員免許状が資格であり、教員免許制度に基づき、その保有により知識・技能が担保・公証されているという前提に立っているためである。  　このため、教職課程の認定を受け教員養成を担う大学としては、免許法等に定められている最低限の基準を必ず満たした上で、それぞれの大学としての特色を生かした不断の改革を行い、教員免許状によって証明される知識・技能の質の担保に努めることが重要になっている。 |

２．教育職員免許法第５条　～別表第１に触れる前に～

|  |
| --- |
| （授与）  第５条　普通免許状は、別表第１、別表第２若しくは別表第２の２に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第１、別表第２若しくは別表第２の２に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。  一　１８歳未満の者  二　高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。  三　成年被後見人又は被保佐人  四　禁錮以上の刑に処せられた者  五　第１０条第１項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者  六　第１１条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から３年を経過しない者  七　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |

　 別表第1を見ますと第5条、第5条の2関係とありますので、まずはその条文から説明します。

ここでは用語の解説が中心になります。はじめに「普通免許状」の説明です。

　免許状の種類は、教育職員免許法（以下、「免許法」という。）第4条第1項に定めがあります。

「普通免許状」「臨時免許状」「特別免許状」の3種類あり、普通免許状には基礎資格により一種・二種・専修の3種類に区分されます。

★「普通免許状」

|  |
| --- |
| （種類）  第４条　免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。  ２　普通免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。  ３　特別免許状は、学校（幼稚園、義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。  ４　臨時免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。  ５　中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。  一　中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教  二　高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教  《第6項略》 |

★「基礎資格」

免許状の授与を受けるための基礎となる資格で課程認定大学での取得の有無を問いません。

☆ハンドブック[[2]](#footnote-2) 解釈事例（261頁）

◎基礎資格取得の課程と課程認定

|  |
| --- |
| Q　基礎資格を取得する課程については、課程認定は関係がなく、課程認定のない大学において、別表第1の基礎資格を得た場合も、法定基礎資格を満たしたものと解するが如何。  A　御見解のとおり。 |

|  |
| --- |
| Q　法別表第1の基礎資格欄中、「短期大学士の学位を有すること。」の大学は、必ずしも認定課程を有する大学に限定しない趣旨か。  A　御見解のとおり。 |

★「修得した者」

別表第1により小中学校の普通免許状を取得する場合は、別表第1に定める単位に加えて介護等体験（介護等体験を単位化しているかどうかは別にして）を行って、別表第1における単位を修得した者と解すことになっています。

▼小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （[教育職員免許法](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%6c%96%40%88%ea%8e%6c%8e%b5&REF_NAME=%8b%b3%88%e7%90%45%88%f5%96%c6%8b%96%96%40&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=)の特例）  第２条　小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての[教育職員免許法第５条第１項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%6c%96%40%88%ea%8e%6c%8e%b5&REF_NAME=%8b%b3%88%e7%90%45%88%f5%96%c6%8b%96%96%40%91%e6%8c%dc%8f%f0%91%e6%88%ea%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000)の規定の適用については、当分の間、[同項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%6c%96%40%88%ea%8e%6c%8e%b5&REF_NAME=%93%af%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000)中「修得した者」とあるのは、「修得した者（18歳に達した後、７日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。  ▼委任 | | | |
|  | | ○「7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間」＝小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第1条  （介護等の体験の期間）  第１条　小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第２条第１項の文部科学省令で定める期間は、７日間とする。  ★平成9年11月26日文教教第230号文部事務次官通達  介護等の体験の期間については、7日間を超えて介護等の体験を行っても差し支えないこと。また、7日間の内訳については、社会福祉施設等5日間、特殊教育諸学校2日間とすることが望ましいこと。  ○「社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの」＝小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第2条  （介護等の体験を行う施設）  第２条　特例法第２条第１項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。  〈省略〉 |  |
| ２　前項の規定により読み替えられた[教育職員免許法第５条第１項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%6c%96%40%88%ea%8e%6c%8e%b5&REF_NAME=%8b%b3%88%e7%90%45%88%f5%96%c6%8b%96%96%40%91%e6%8c%dc%8f%f0%91%e6%88%ea%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000)の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。  ▼委任 | | | |
|  | | 「文部科学省令」＝小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第4条  （介護等の体験に関する証明書）  第４条　小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第５条の２第１項に規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。 |  |
| ３　介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第１項の規定は、適用しない。  ▼委任 | | | |
|  | 「文部科学省令」＝小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第3条  （介護等の体験を免除する者）  第３条　特例法第２条第３項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。  一　保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第七条 の規定により保健師の免許を受けている者  二　保健師助産師看護師法第７条の規定により助産師の免許を受けている者  三　保健師助産師看護師法第７条の規定により看護師の免許を受けている者  四　保健師助産師看護師法第８条の規定により准看護師の免許を受けている者  五　教育職員免許法 （昭和２４年法律第１４７号）第５条第１項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者  六　理学療法士及び作業療法士法（昭和４０年法律第１３７号）第３条の規定により理学療法士の免許を受けている者  七　理学療法士及び作業療法士法第３条の規定により作業療法士の免許を受けている者  八　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４条の規定により社会福祉士の資格を有する者  九　社会福祉士及び介護福祉士法第３９条の規定により介護福祉士の資格を有する者  十　義肢装具士法 （昭和６２年法律第６１号）第３条の規定により義肢装具士の免許を受けている者  ２　特例法第２条第３項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者のうち、同法第１５条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が１級から６級である者として記載されている者とする。 | |  |
|  | | | |

介護等体験は、一般的に社会福祉施設等5日間、特別支援学校2日間の合計7日間で実施されますが、この5日間・2日間の振り分けは上記通達中で望ましいとして示されたものであり、特例法施行規則上は、7日間とだけ規定されているだけです。ですので、7日間全ての体験を社会福祉施設等で実施したり、または逆に特別支援学校のみで実施したとしても法令上の問題はありません。

介護等体験については、特例法第2条によると、「当分の間」の措置ということになっています。

　では、いつまでが「当分の間」なのかといいますと、次の立法措置（つまり廃止）がなされるまでということになります。

★「当分の間」

言葉の意味は、文字どおり当分の間ということであって、そう遠くない将来にそれが改廃される意味を含んだ臨時的・暫定的な措置であるという趣旨・意図をあらわす場合にふつう使われるものであるが、さて、数字的に、何年ぐらいまでの期間なら、この「当分の間」ということばでカヴァーできるかということになると、はっきりした限定的なことは、ちょっといえない。何年以上経ったら、「当分の間」という制約のかぶっている規定は、当然に、その効力を失うという性質のものではないのである。結局のところ、将来、それについて別に新しい立法措置がなされるまでは、その「当分の間」ということばのかぶっている規定の効力は、原則として存続するものと解さざるをえないであろう。[[3]](#footnote-3)

続いて、第1項で7つ規定されている免許状授与の欠格事由（[法律](http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%B3%95%E5%BE%8B)において要求されている[資格](http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%B3%87%E6%A0%BC)を欠くことを欠格事由といいます）に関する用語です。

★「成年被後見人」（第3号）

精神上の障害により事理を弁識する能力（判断能力）を欠く常況のある者として、家庭裁判所の後見開始の審判を受けた者。（民法第7条）

★「被保佐人」（第3号）

精神上の障害によって事理を弁識する能力が著しく不十分である者、家庭裁判所の補佐開始の審判を受けた者。（民法第11条）

★「禁錮」（第4号）

受刑者を拘禁する刑罰である。しかし、懲役のように、一定の労役に服する必要はない。ただし、志願すれば労役を行うこともできる。

★「禁錮以上の刑」

禁錮、懲役、死刑の3つである。

★刑罰の種類（刑法第9条）

死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

▼刑法

|  |
| --- |
| （死刑）  第１１条　死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。  ２　死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する。  （懲役）  第１２条　懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、１月以上２０年以下とする。  ２　懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。  （禁錮）  第１３条　禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、１月以上２０年以下とする。  ２　禁錮は、刑事施設に拘置する。  （有期の懲役及び禁錮の加減の限度）  第１４条　死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を減軽して有期の懲役又は禁錮とする場合においては、その長期を３０年とする。  ２　有期の懲役又は禁錮を加重する場合においては３０年にまで上げることができ、これを減軽する場合においては１月未満に下げることができる。  （罰金）  第１５条　罰金は、１万円以上とする。ただし、これを減軽する場合においては、１万円未満に下げることができる。  （拘留）  第１６条　拘留は、１日以上３０日未満とし、刑事施設に拘置する。  （科料）  第１７条　科料は、千円以上１万円未満とする。  （労役場留置）  第１８条　罰金を完納することができない者は、１日以上２年以下の期間、労役場に留置する。  ２　科料を完納することができない者は、１日以上３０日以下の期間、労役場に留置する。  ３　罰金を併科した場合又は罰金と科料とを併科した場合における留置の期間は、３年を超えることができない。科料を併科した場合における留置の期間は、６０日を超えることができない。  ４　罰金又は科料の言渡しをするときは、その言渡しとともに、罰金又は科料を完納することができない場合における留置の期間を定めて言い渡さなければならない。  ５　罰金については裁判が確定した後３０日以内、科料については裁判が確定した後１０日以内は、本人の承諾がなければ留置の執行をすることができない。  ６　罰金又は科料の一部を納付した者についての留置の日数は、その残額を留置１日の割合に相当する金額で除して得た日数（その日数に１日未満の端数を生じるときは、これを１日とする。）とする。  （没収）  第１９条　次に掲げる物は、没収することができる。  一　犯罪行為を組成した物  二　犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物  三　犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物  四　前号に掲げる物の対価として得た物  ２　没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これをすることができる。ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って取得したものであるときは、これを没収することができる。 |

|  |
| --- |
| ２　前項本文の規定にかかわらず、別表第１から別表第２の２までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して１０年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習（第９条の３第１項に規定する免許状更新講習をいう。以下第９条の２までにおいて同じ。）の課程を修了した後文部科学省令で定める２年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。 |

▼委任

|  |
| --- |
| 「文部科学省令で定める2年以上の期間内」＝本法施行規則第65条の8  （免許状更新講習修了後の期間）  第６５条の８　免許法第５条第２項、第６条第４項（免許法附則第５項後段、第９項後段及び第１８項後段の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）、第９条第４項括弧書（免許法附則第５項後段、第９項後段及び第１８項後段の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）及び第１６条の２第２項（第１６条の３第３項、第１６条の４第４項及び第１７条第２項において読み替えて準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する文部科学省令で定める期間は、２年２月とする。 |

所要資格とは、条文において明確に定義が記載されているわけではありませんが、別表第1を見ますと、「基礎資格」と「大学において修得することを必要とする最低単位数」ということになります。

この条文が規定しているのは、所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者から授与申請があった場合は、免許状更新講習を修了していないと授与できないということです。

≪第3～第6項　省略≫

|  |
| --- |
| ７　免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。 |

免許状を授与する権限は都道府県教育委員会であるということです。

３．教育職員免許法第５条の２　～免許状の授与～

|  |
| --- |
| （免許状の授与の手続等）  第５条の２　免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。 |

　京都府の教育委員会規則には次のように規定されています。

▼教員免許に関する規則（昭和49年3月20日京都府教育委員会規則第2号）

|  |
| --- |
| （大学卒業者等の免許状申請書類）  第２３条　免許法別表第１、第２又は第２の２の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。  （１）教育職員免許状授与申請書（別記第１号様式。以下同じ。）  （２）学力に関する証明書（免許法施行規則別記第２の１号様式）  （３）前号の証明書で証明できない基礎資格を有する場合は、当該基礎資格を証明する書類  ２　次の各号に掲げる者は、前項に掲げる書類のほか、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。  （１）免許法特例法第２条第１項の規定の適用を受ける者　免許法特例法施行規則第４条に規定する介護等の体験に関する証明書  （２）免許法特例法第２条第３項の規定の適用を受ける者　免許法特例法施行規則第３条に規定する者に該当することを証明する書類  ≪第３項省略≫  （申請期間）  第４８条　免許状の授与及び検定の申請については、４月１６日から１月３１日までの期間に行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該期間外でも申請できるものとする。  （１）授与及び検定に必要な学位、修士等の基礎資格及び単位等を得た大学、短期大学等の長を経由して授与を申請する場合  （２）就職、進学等の手続きに必要な場合  （３）その他教育長が特に必要と認める場合 |

　免許状の申請については、免許状の授与要件を充たした後、申請者個人が行うのが原則です。しかし、卒業・修了時期には京都府では約1万件の申請があり、大学・教育委員会の申請業務に係る負担を軽減するため、例外的に大学が卒年次・修了年次生の申請者の書類をとりまとめて免許状授与の手続きを代行することが規則上認められています。いわゆる「一括申請」です。規則第48条第1号に規定されています。

　個人申請や一括申請であっても、申請方法に違いがあるだけで免許状の効力には何ら影響はありません。ただ、個人申請の場合は、第48条にありますように、申請期間が限定されています。他の都道府県でも同様に、年明けから4月中旬までは個人申請の受付を行わないところがありますので、個人申請はこの点、注意が必要です。

４．別表第１　～備考の理解が重要～

別表第１（第５条、第５条の２関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第 一 欄 | | | 第 二 欄 | 第 三 欄 | | | |
| 所要資格  免許状の種類 | | | 基 礎 資 格 | 大学において修得することを必要とする最低単位数 | | | |
| 教科及び教職に関する科目 | 特別支援教育に関する科目 | | |
| 幼稚園教諭 | | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | ７５ |  | | |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | ５１ |  | | |
| 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | ３１ |  | | |
| 小学校教諭 | | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | ８３ |  | | |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | ５９ |  | | |
| 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | ３７ |  | | |
| 中学校教諭 | | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | ８３ |  | | |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | ５９ |  | | |
| 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | ３５ |  | | |
| 高等学校教諭 | | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | ８３ |  | | |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | ５９ |  | | |
| 特別支援学校教諭 | | 専修免許状 | 修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 |  | ５０ | | |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 |  | ２６ | | |
| 二種免許状 | 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 |  | １６ | | |
| 備考  一　この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第２から別表第８までの場合においても同様とする。）。  ▼委任 | | | | | | | |
|  | 「文部科学省令」＝本法施行規則第1条－7条（主な部分のみ。改正前の委任先）  第1条：単位の修得方法等  第1条の2：単位の計算方法 | | | | | |  |
| 第1条の3：基礎資格を取得する場合の単位の修得方法  第2条：幼稚園教諭の科目の単位の修得方法（教科に関する科目） | | | | | |
| 第3条：小学校教諭の科目の単位の修得方法（教科に関する科目）  第4条：中学校教諭の科目の単位の修得方法（教科に関する科目） | | | | | |
| 第5条：高等学校教諭の科目の修得方法（教科に関する科目）  第6条：教職に関する科目の修得方法 | | | | | |
| 第6条の2：教科又は教職に関する科目の修得方法  第7条：特別支援教育に関する科目の単位の修得方法 | | | | | |
|  |  | | | | | |  |
| 一の二　≪省略≫ | | | | | | | |
| 二　第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に１年以上在学し、３０単位以上修得した場合を含むものとする（別表第２及び別表第２の２の場合においても同様とする。）。 | | | | | | | |
| ▼委任 | | | | | | | |
|  | 「文部科学大臣の指定するこれに相当する課程」＝本法施行規則第25条  第２５条　免許法別表第１備考第二号に規定する大学の専攻科に相当する課程は、大学院の課程とする。 | | | | |  | |
| →専修免許状の基礎資格は「修士」の学位の取得でなくてもよいということになる。  「1年以上在学、30単位以上修得」という基礎資格になる。  二の二　≪省略≫ | | | | | | | |
| 二の三　第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第２の２の場合においても同様とする。）。  ▼委任 | | | | | | | |
|  | 本法施行規則  第６６条の５　免許法 別表第１備考第二号の三の規定により短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、次に掲げる場合とする。  一　大学に２年以上在学し、６２単位以上を修得した場合（短期大学士の学位を有する場合を除く。）  二　指定教員養成機関に２年以上在学し、６２単位以上を修得した場合（指定教員養成機関を卒業した場合を除く。） | | | | | |  |
| 三　≪省略≫ | | | | | | | |
| 四　この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第２及び別表第２の２の場合においても同様とする。）。  ▼委任 | | | | | | | |
|  | 「文部科学省令で定める科目の単位」＝本法施行規則第66条の6  第６６条の６　免許法別表第１備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法２単位、体育２単位、外国語コミュニケーション２単位及び情報機器の操作２単位とする。 | | | | | |  |
| 五　第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第２及び別表第２の２の場合においても同様とする。）。  イ　文部科学大臣が第１６条の３第４項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの  ▼委任 | | | | | | | |
|  | 「第16条の3第4項の政令で定める審議会等」＝教育職員免許法施行令  同令に規定されている審議会とは中央教育審議会である。 | | | | |  | |
| ロ　免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの  ▼委任 | | | | | | | |
|  | 「文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程」＝本法施行規則第26条  第２６条　免許法別表第１備考第五号ロに規定する大学の課程に相当する課程は、高等専門学校の課程（第４学年及び第５学年に係る課程に限る。）及び高等専門学校の専攻科の課程とする。 | | | | | |  |
| 六　≪省略≫ | | | | | | | |
| 七　専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第２の２の場合においても同様とする。）。 | | | | | | | |
| 八　≪省略≫ | | | | | | | |

　この項目では備考の解説を中心に行います。

■備考第2号関係

専修免許の基礎資格として、「修士学位取得」以外に大学院に「1年以上在学、30単位以上修得」という基礎資格があるということを規定しています。

どちらの基礎資格であっても免許状の効力に影響はありませんが、「1年以上在学、30単位以上修得」という基礎資格で専修免許状を取得した後に、修士学位を取得したとしても、免許状の基礎資格の記載を変えることはできません。そのことは本人に伝えておく必要があります。

基礎資格の記載を変更することができない根拠としては免許法15条に定められている免許状の書換事由が本籍地と氏名に限定されているからです。

■備考第2号の3関係

「短期大学士の学位を有することと同等以上の資格」とは2年次の3月31日（学年終了日又は暦年終了日）まで在学し、62単位以上修得していることをいいます。

☆ハンドブック解釈事例（289頁）

◎短期大学士の学位を有することと同等以上の資格

|  |
| --- |
| Q　「文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認め」る場合として、「大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合」が認められているが、当該要件には、更に具体的な要件があるのか。  　　例えば、2年以上在学とは、2年次の3月8日（大学の各学年における授業終了日）まででよいのか、それとも、2年次の3月31日（学年終了日又は暦年終了日）まで在学することを要するのか。  　　また、62単位以上とは、大学が2年次までに必修としている単位を含んで62単位以上を必要とするのか、それとも、単に修得単位が62単位以上あればよいのか。  A　 前段　3月31日まで在学することを要する。  後段　2年以上在学するとは文字通り2年間大学に在学することであり、当該期間において修得した単位が62単位以上なければならない。 |

除籍・退学者から学力に関する証明書の発行請求があった場合で上記の要件に該当する場合、基礎資格欄に「2年以上在学62単位修得」と記載することがあります。

■備考第4号関係

教育職員免許法第66条の6に定める科目です。

もともとは昭和63年改正法により登場した科目分類です。条文の変遷は表のあとに記載しておりますが、創設当時は66条の3であったのが、条文の追加により、66条の4、66条の5、66条の6となりました。昭和63年改正法では「体育」「日本国憲法」の2科目だけでしたが、平成10年改正法で新たに「情報機器の操作」「外国語コミュニケーション」の2科目が加わり、現在は4科目となっています。

☆旧法・新法の比較

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 旧法（昭和63年改正法） | 新法（平成10年改正法） |
| 科目 | 「体育」  「日本国憲法」 | 「体育」  「日本国憲法」  「外国語コミュニケーション」  「情報機器の操作」 |
| 課程認定申請 | 申請項目になかった  大学の判断で科目を設定 | 様式あり  課程認定審査時に確認を受ける |
| 変更届 | なし | あり |

☆条文の変遷

66条の3（平成元年）・・・・旧法　　→　66条の4（平成3年）・・・・旧法　→

66条の5（平成10年）・・・新法　　→　66条の6（平成14年～）・・新法

**（ア）課程認定の有無を問わない科目である**

免許法第5条別表第1備考第5号には「第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない。」とあり、そのイには、「文部科学大臣が第16条の3第3項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの」と規定されています。条文中、審議会とあるのは中央教育審議会のことです。つまり、課程認定申請を行い、課程認定を受けた大学の課程認定を受けた科目を修得しなければ免許状取得には使用できないということがこの条文で規定されています。

第三欄に定める科目とは、別表第1をご覧のとおり、「教科及び教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」ですので、免許状施行規則第66条の6に定める科目については第三欄に定める科目ではありません。よって課程認定申請時に記載した科目でなくてもよいということになります。

このことは法令上明らかですが、次のとおり、Q＆Aでの文科省の回答からも明確です。

☆07/8/10　文科省回答

|  |
| --- |
| Q　平成18年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議質疑事項一覧の問53に「教育職員免許法別表第1備考第4号に規定する科目は、課程認定の内外を問わず、大学において修得すれば足りるとあるが、・・・」とある。  66条の6に関する科目が課程認定を受けていない科目であっても免許状取得に使用できるとする根拠は、免許法第5条別表第1備考第5号の「第3欄に定める科目の単位は、認定課程において修得したものであること」の範囲外であるからという解釈であるからか。  つまり、教科・教職・又は科目は第3欄に定める科目なので認定課程での科目の修得が必要だが、66条の6はここに含まれないからという解釈から課程認定外の科目でも使用できるという解釈でよいか。  A　貴見解のとおり。 |

　また、平成22年度改訂版手引きのQ＆Aにも記載があります。

☆平成22年度改訂版手引き（242頁）【抜粋】

|  |
| --- |
| Q　施行規則第66条の6に定める科目は、認定課程を有しない学科等における科目でもよいか。  A　貴見のとおり。 |

施行規則第66条の6に定める科目については、別表第1、別表第2及び別表第2の2の学校種ごとに教員たるにふさわしい資質能力を身に付けるための単位のまとまりとは別に、およそ教員となる者に必要な一般教育としての位置付けで設けられたものであり、別表第1、別表第2及び別表第2の2に定める単位とは別に考えられています。

**（イ）平成10年改正法により追加となった「情報機器の操作」「外国語コミュニケーション」については、平成10年7月1日前に修得した単位でも使用可能。**

　　課程認定の有無を問わない科目であるので、科目名称・内容から判断して、66条の6に相当すると判断できれば使用できます。66条の6に新法・旧法という区分はありません。

☆平成11年10月5日付け事務連絡

|  |
| --- |
| 問46 　改正規則施行前における外国語コミュニケーション相当科目の修得単位の扱い  　新設置の外国語コミュニケーションについては、改正規則が施行された平成10年7月1日前に修得したこれに相当する単位も使用できるか。  （回答）  　使用できる。 |

５．免許法第５条別表第１備考第５号イの解釈から導かれる履修方法

　ここまでで別表第1のおおよその説明は終わりました。ここからは別表第1備考第5号イから導かれる解釈についての説明です。

（1）他学年履修

☆『教職課程認定申請の手引き（平成25年度改訂版）』（191頁）

|  |
| --- |
| Q　例えば、A学科において、平成19年度に小一種免の課程認定を申請し、平成20年度に小一種免の認定を受け、当該年度の入学生（H20年学生）の教育課程から、その認定課程を適用する場合、平成19年度以前の入学生（H19年以前学生）が小免を取得したいときはどのようにすればよいのか。 |
| A　このような場合、認定を受けたのは、H20年学生の教育課程であり、H19年以前学生の教育課程は認定を受けていないが、A学科の認定課程の有無により、以下の（ⅰ）（ⅱ）のように異なる。  （ⅰ）A学科が、小一種免の認定を受ける前に、いずれの免許状の種類の教職課程も有していない場合は、備5ロにより、H19年以前学生の教育課程の授業科目を、A学科を有する大学の判断により、「教科に関する科目」として認めることができる（「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」としては認めることができない。） |
| （ⅱ）A学科が、小一種免の認定を受ける前に、少なくともいずれかの免許状の種類の教職課程を有している場合は、備5ロの適用が認められないため、H19年以前学生の教育課程の授業科目の単位を修得しても、小一種免取得のための単位にはならない。  　よって、（ⅰ）の場合は、「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」、（ⅱ）の場合は、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」の単位を修得するためには、N20年学生の教育課程の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。 |

　他学年履修という言葉は正式に使われているわけではありませんが、2007年の研修会時に文科省の事務官の方がこのような表現を使われたのでこの表現を使用しております。

　どういった事例が他学年履修にあたるかと申しますと、上記の事例のとおり、入学した翌年度の学年から初めて教職課程が設置された場合や、認定課程が追加された場合において、課程認定を受けた学年のカリキュラムで履修して免許状取得を行うといったことを他学年履修とよんでいます。

　先ほど備考第5号イの説明を行いましたが、入学した年度と翌年度入学生の科目が同一科目名称・内容・担当者であっても、認定を受ける前に修得した科目であれば免許状取得には使用できません。

　ただし、上記事例の（ⅰ）にあるように、全く教職課程のない学科等に初めて教職課程を設置した場合は、教科に関する科目については、備考第5号ロの規定により単位を認定することができます。

　他学年履修を行うにあたっては、当然のことながら学則において他学年の科目が履修できる旨の規定がされていることが必要です。

▼『教職課程認定申請の手引き（平成22年度改訂版）』235頁

|  |
| --- |
| Q　課程認定を受ける前の学科等（認定課程を有していない学科等のこと）において履修した授業科目の内容が、当該学科等が課程認定を受けた後において開設されている授業科目の内容と同一の場合、備5ロを適用することができるか。  A　できる。 |

★具体例）龍谷大学理工学部数理情報学科・電子情報学科

○2000（平成12）年度に数理情報学科においては、中高一種免・数学の課程認定を、電子情報学科においては高一種免・工業の課程認定を受けた。

○2001（平成13）年度に上記の課程認定に加え、両学科において新教科である高一種免・情報の課程認定を受けた。

○2000（平成12）年度入学生に高一種免・情報の履修を認めることとした。

○ただし、2000（平成12）年度入学生が1年次に修得した単位の中に、情報の教科に関する科目も含まれていたが、履修時に情報の教科に関する科目としての認定を受けていないことから、再度取り直しとした。

○情報の課程認定を受ける前に数学/工業の課程認定を受けていたため、備5ロの適用はできない。

他学年履修を行うにあたっては、当然のことながら学則において他学年の科目が履修できる旨の規定がされていることが必要です。

⇒平成13年度龍谷大学学則

|  |
| --- |
| 附　則  1　この学則は，平成13年4月1日から施行する。  2　平成12年度以前の入学生に対して、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。  3　《略》  4　第29条第2項の理工学部数理情報学科、電子情報学科の高等学校一種免許状「情報」については、平成12年度入学生から適用する。 |

▼平成25年度教職課程認定申請説明会資料（14/03/19）質問と回答　No18

|  |
| --- |
| Q　平成26年度における教職課程認定申請の結果、もし認可が得られなかった場合、平成27年度入学生については教員免許を取得することはできないのか。  また、翌年度の再課程申請で認可された場合、カリキュラムの工夫によっては、平成27年度入学生についても教員免許を取得させることは可能であるのか。  A　現行制度において、教職課程認定は、学則に定められた組織のうち、定員を置く最小単位（学科や専攻など）に対して行うこととなっており、各学科等の目的・性格（学科等名称、学科等の設置理念及び学位（又は学位の分野）などと免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものです。  教職課程認定を受けていない年度の学生や課程認定を受けていない学科等に所属する学生が、教員免許状を取得できるかのように広報及び履修指導することは、課程認定制度の趣旨に鑑みて適正とは言えません。  大学においては、教職課程認定申請にあたって、手引きを御熟読の上、教職課程認定基準や申請の手続き等について十分に御理解いただいた上で申請することが肝要であり、申請後に取り下げ等を行わなければならない事態が起こらないように十分に御準備ください。 |

上記回答のとおり、課程認定制度の趣旨に鑑みて適正な取り扱いではないものの、備考第5号イの規定には反しません。

（2）中高の教職課程のある学科等と高校のみ教職課程しかない学科等が混在する場合の教職に関する科目の有効性

▼教員免許ハンドブック1（解釈事例編275頁）

◎同一学校種における教職に関する科目の扱い

|  |
| --- |
| Q　中一種免（社会）及び高一種免「地理歴史」「公民」の認定課程を有する法学部法律学科の学生が、法学部で開設されている教職に関する科目（「教科教育法」を除き、教育実習の単位を含む。）を全て修得し、中一種免（国語）及び高一種免（国語）の認定課程を有する文学部国文学科で開設する「国語」の教科に関する科目20単位と教職に関する科目として国語の教科教育法4単位を、他学科聴講により修得した場合、法別表第1の規定により中一種免（国語）及び高一種免（国語）を取得できるか。  A　教職に関する科目は、教科教育法を除き、課程認定においては学校種の別のみを有するものとされている。このことから、中学校又は高等学校の認定課程における教職に関する科目（教科教育法を除く。）をそれぞれの学校種における他教科の免許状の取得に流用できると解される。  　本事例の場合、文学部における「教科に関する科目」及び「教科教育法」、法学部における「教職に関する科目（教科教育法を除く。）」により所定の単位を満たし、中一種免（国語）及び高一種免（国語）を取得できる。 |

☆ハンドブック解釈事例（512頁）

|  |
| --- |
| Q　中一種免（社会）・高一種免（公民）の認定課程を有するa学科と高一種免（商業）の認定課程を有するb学科を有するC学部において、b学科に在学した者が修得した「教職に関する科目」の単位は、中一種免（社会）・高一種免（公民）を取得する場合の単位として使用できるか。  A　「教職に関する科目」の開設が、学部共通である場合には、他学科の課程認定の状況により共通使用できる。 |

　上記の解釈事例は、学部共通を例としておりますが、大学全体で共通の場合も回答は同じかどうかを文科省に確認しました。

☆09/2/10教員免許事務勉強会質問表 No.28

|  |
| --- |
| Q　ハンドブック解釈事例512頁の回答の趣旨は、教職に関する科目が中・高共通開講である場合は、高校の認定しかない学科において修得した教職に関する科目であっても中学校教諭免許状取得に使用できるという趣旨だと思います。  　　そうであると、高校及び中学の課程認定を受けている学部と、高校のみの課程認定を受けている学部がある大学において、「教職に関する科目」については共通開講である場合、高校のみ課程認定を受けている学部で高校の免許を取得し、卒業後他大学で中学の免教状取得を目指す場合、学力に関する証明書で教職に関する科目の証明書備考欄に中・高で認定を受けている旨を記載すれば中学校教諭免許状取得に使用できると解しますがいかがでしょうか？  Ａ　貴見のとおり。 |

　　つまり、「教職に関する科目」が中・高両方の課程用として認定を受けているのであれば、たとえ1学科で高校のみの課程しかなかったとしても、共通開設であるので、中学校の内容も含んだ内容の授業を受けているということで、中・高の免許状取得に使用できるということになります。

（3）他学部（他学科）受講

次に、自学科で認定を受けていない教科の免許を取得する場合、他学部（他学科）受講により免許状を取得させることがあります。

　古くは平成初期の通知に問題がない旨の記載がありますが、他学部（他学科）受講による免許取得が可能な根拠はやはり備考第5号イです。

学生の所属学部・学科にかかわらず、課程認定を受けている科目の単位を修得すれば良いという原則から導かれる通知であると思います。

○新免許基準による教員免許状の授与の手続き等について（通知）　（H2.7.20）

3　いわゆる他学科聴講の取り扱いについて

大学に在学中の者が、いわゆる他学科聴講により、当該者の所属する学科が認定を受けている免許状以外の免許状の授与を受けるために必要な専門教育科目の単位を修得した場合（例えば、英語についての中学校教諭一種免許状の課程認定を受けている英文学科所属の学生が、国語についての中学校教諭一種免許状の課程認定を受けている国文学科において、国語についての免許状の授与を受けるために必要な専門教育科目の単位を修得した場合。）は、従来から、単位修得を行った当該他学科が認定を受けている免許状についても取得できる取り扱いとなっているが、今後とも同様の取り扱いとすること。

▼平成23年度教職課程認定に関する事務担当者説明会（12/03/23）資料「事前質問への回答（法令解釈に係るものを除く）及び訂正」

|  |
| --- |
| Q　他学科の学生が教職課程を履修する場合においても、相当関係を求めることとなるのか。  A  ○ 学科等の目的・性格と免許教科との相当関係は、当該学科に教職課程を置こうとする場合に課題となるものです。  ○ 一方で、学生によっては、科目等履修などによって、教職課程の単位を修得することも予想されますが、このような学生個人の履修方法についてまで、相当関係の観点から指摘することはありません。  ○ このような学生については、教員として必要な知識技能を身につけることができるよう、各大学において、適切な履修指導をお願いします。 |

⇒龍谷大学学則

第36条　教授会が教育上有益と認めるときは、他学部専攻科目又は固有科目を、当該学部専攻科目又は固有科目として履修させることができる。

2　教授会が必要と認めるときは、前項の規定とは別に他の学科・専攻の専攻科目又は固有科目を、当該学科・専攻の専攻科目又は固有科目として履修させることができる。

他学科受講で免許状を取得できる根拠は、他学年履修の場合と同じく備考第5号イにあります。ですので、課程認定を受けている学科等において、単位を修得すれば免許状を取得することができます。ただ、法令上は可能であったとしても教育上の課題はあります。そもそも課程認定とは所属学科等の学修内容と免許教科・学校種の間に相当関係があることが前提として認められています。他学科の免許教科・学校種の免許を取得することによって自学科等の学修に影響が出るような履修とならないよう注意する必要があります。そのあたりは学部教授会等で議論いただき、他学科受講による免許状取得の是非を検討されればよいのではないかと思います。

広報上の注意点として、他学科の免許も当然取れるというような謳い方、もしくは誤解を招く表現は避けたほうがいいと思います。当然のことながら、所属学科等のカリキュラムは当該学科等で認定を受けている免許状も取得できるよう組まれていますが、他学科の免許状も卒業までに修得できるようにはカリキュラムは組まれていないと思います。ですので、履修要項に他学科受講の案内を記載するに際しては、4年間（短大であれば2年間）で必ず取得できるとは限らないという注意喚起は掲載しておく必要があります。

★具体例）龍谷大学文学部

履修要項より

|  |
| --- |
| 所属する学科によって取得できる免許教科が限定されます。  ただし、各自の時間割の組める範囲において、所属学科以外で認定を受けている免許教科の免許状を取得することも可能です。しかし、所属学科で取得できる免許教科以外の教科については、必ずしも時間割を確保していません。その結果、4年間の在学中に取得できる保証はありません。その上で免許状取得を目指してください。 |

この記述について、私から文科省に質問をし、以下の回答を得ました。

▼07/6/30 勉強会時に小林事務官に口頭で質問、口頭で回答。

|  |
| --- |
| Q　所属学科以外の教職課程の授業科目を履修し単位を修得した上で免許状を取得することを大学が認めた場合、そのことを履修要項や受験案内誌に掲載することは差し支えないか。  A　他学科受講、単位の流用による所属学科等で認定を受けていない免許の取得は個々の努力によって取得するものであるから、その学科に入学すれば必ず取得できるというものではない。よって受験案内誌に記載することは好ましくないが、入学後配付する履修要項等で記載することは差し支えない。 |

▼10/8/20 メールで小野寺事務官に質問、メールで即日回答（CCに田井免許係長）。

|  |
| --- |
| Q　2007年6月30日の回答は、必ず所属学科で所属学科以外での認定教科の免許状を取得できるような記載を前提にした回答だと思われます。  回答のとおり、他学科で認定を受けている免許教科の免許状取得を入試案内誌で明確に取得できる旨を謳うことは望ましくありませんが、「他学科で認定を受けている免許教科の免許状については、必ず4年間で取得できる保障はできませんが、時間割が組める範囲内であれば可能です。詳細はお問い合わせ下さい。」という記載をすることで入学案内誌に他学科で認定を受けている免許教科の免許状取得について記載することは問題ないでしょうか？  A　上記のように、所属学科で必ず取得出来ると読み取れる表現でなければ特段問題ないと思われます。2007年6月30日の文科省からの回答は、認定を受けていない免許状を当該学科で当然に取得出来るような表現は、学生に誤解を生じさせることとなり適当ではないという趣旨だと思われます。よって、誤解を生じさせるような表現とならぬよう、各大学においてご判断頂ければと思います。 |

▼教職課程認定大学実地視察報告書より

|  |
| --- |
| 『2013 大学案内』における人間科学部人間発達学科に置かれる2専攻の紹介において、課程認定を受けていない免許状についても、他専攻の科目を履修することにより、取得可能である旨の説明がなされている。  教職課程は、各学科等の目的・性格と免許状との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものである。  このような課程認定制度の趣旨を踏まえると、課程認定を受けていない免許状についてまで、他学科等の科目を履修することによって取得可能であることを大学案内において説明することは、大学の義務である「体系的な教育課程の編成」（教育職員免許法施行規則第22条）及び努力義務である「学生に対する適切な教職指導」（同規則第22条の2）の趣旨を没却する恐れが高いことから、記載内容を改善した上で、文部科学省に報告をすること。 |
| 大学案内において、課程認定を受けていない学校種・教科の免許状についても、取得可能であるかのように広報されている状況が確認された。教職課程は、各学科等の目的・性格と免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものである。課程認定制度の趣旨に鑑みて、このような状況は適正とは言えないため、速やかに改めること。 |
| 教職課程認定を受けていない専攻において、他専攻の科目を聴講し半数以上の学生が教員免許を取得していることについて、早急に教職課程の見直し、組織体制や教育カリキュラムを再検討すること。 |
| 学生向けの手引き（STUDY GUIDE、履修規程等）において、認定を受けていない学科に所属する学生が、他の学科において認定を受けている免許状を取得することを積極的に促す旨の記載が見受けられたため、記載方法を是正すること。 |

他学科受講は法令上可能ですが、課程認定制度との関係で推奨できる取得方法ではないという理解が必要です。

６．別表第１の考え方に基づく科目等履修生の適用カリキュラムの考え方

科目等履修生は入学という取り扱いにはならないため、便宜上、正規学生のどこかの入学年度のカリキュラムを適用し、履修することになります。

▼参考）文部科学省への質問と回答（教職実践演習・制度全般）平成22年6月16日現在　No.15

|  |
| --- |
| Q　科目等履修生については、科目等履修開始日（入学年月日）にかかわらず（平成22年3月以前の入学であろうが）、平成25年3月までに総合演習を修得していれば、教職実践演習の修得を要しないと解してよいのですか。  　たとえば、平成22年4月に科目等履修を開始（入学）し、総合演習は、平成25年3月に修得。引き続き平成26年4月以降も他科目を科目履修し、免許状の取得を目指すといった場合も、附則3条の適用により、教職実践演習の修得を要しないと解してよいのですか。  A　貴見のとおりです。なお、科目等履修生については、法令上「入学」ではありません。 |

2000（平成12）年度以降入学生の場合は、入学年度のカリキュラムを適用し、不足単位を修得すればよいのですが、2015（平成27）年度より遠い年度（特に2000（平成12）年度）のカリキュラムの場合、カリキュラム改革の関係で休講・廃止科目があるので適用にあたっては慎重に対応する必要がありますが、一般的包括的内容を含む科目がそのまま開講されていれば入学年度のカリキュラムを適用してもかまいません。

例えば2013（平成25）年度以前と2014（平成26）年度以降でカリキュラムが変わる場合、2013（平成25）年度以前入学生がこれから科目等履修を開始する場合は、今後、休講・廃止科目が発生することから2014（平成26）年度以降のカリキュラムを適用すべきではないかと考えます。

これまでの修得状況を勘案し、例えば「英語」の場合、「英語」の科目区分4科目区分のうち、例えば「英語学」は2013（平成25）年度カリキュラムで「英米文学」は2014（平成26）年度カリキュラムの科目を履修させるということは法令上問題ありませんが、履修指導が複雑になるので避けた方が望ましいでしょう。

★具体例）龍谷大学文学部：国語の事例

中一国語（2000・2001年度入学生）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目区分 | 履修要件 | 科目名 | 単位数 |
| 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） | 必修 | 日本語学概論 | 4 |
| 選択 | 日本語史 | 4 |
| 国文学（国文学史を含む。） | 必修 | 日本文学概論 | 4 |
| 日本文学史 | 4 |

中一国語（2002年度以降入学生）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目区分 | 履修要件 | 科目名 | 単位数 |
| 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） | 必修 | 日本語学概論 | 4 |
| 国文学（国文学史を含む。） | 必修 | 日本文学概論 | 4 |
| 日本文学史（古典） | 4 |
| 日本文学史（近代） | 4 |

（ここでいう必修という意味は、2科目又は3科目修得してはじめて当該科目区分の一般的包括的内容を満たすという意味で使っています。）

2000（平成12）・2001（平成13）年度と2002（平成14）年度以降のカリキュラムにおいて決定的に異なるのが科目区分「国文学（国文学史を含む。）」の一般的包括的内容を含む科目の設定です。

2000（平成12）・2001（平成13）年度カリキュラムで2科目修得していれば、この科目区分において一般的包括的内容を含んで修得していることになるので、改めて2002（平成14）年度以降カリキュラムの必修科目を取り直す必要はありません。

もし、2科目必修とされているこの科目区分において「日本文学概論」を修得済で「日本文学史」が未修得の場合は「日本文学史」が廃止され、開講されていなければ、2002（平成14）年度以降のカリキュラムで「日本文学史（古典）」「日本文学史（近代）」を修得しなければなりません。

逆に「日本文学概論」が未修得の場合、「日本文学概論」を修得することでこの科目区分の必修要件を充たします。

★具体例）龍谷大学文学部の履修要項

|  |
| --- |
| 本学文学部出身の大学院生、本学文学部出身の科目等履修生が一種免許状を取得する場合は、原則として学部の入学年度のカリキュラムで履修してください。 |

1. 株式会社ジアース教育新社「教育を育て磨く専門誌 SYNAPSE 2012年12月号」35～36頁　元文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室長 新田正樹氏、文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室専門官（免許係長併任）松本眞氏による連載「教職課程・課程認定制度の基礎（第1回）」より [↑](#footnote-ref-1)
2. 教員養成・免許制度研究会編『教員免許ハンドブック1』法令・解説編（第一法規、1991年） [↑](#footnote-ref-2)
3. 林　修三『法令用語の常識』（日本評論社、1975年） [↑](#footnote-ref-3)